

現在の位置：[トップページ](#) > [くらし](#) > [住まい](#) > [新型コロナウイルス感染症拡大に伴う
の方へ](#)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市営住宅家賃の支払いにお困りの方へ

ページ番号 C1039150

更新日 令和2年5月26日

市営住宅家賃の支払いが困難になった方への給付金制度について

離職、自営業の廃止または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給する「住居確保給付金」があります。

また、生活自立相談窓口（生活支援課）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

詳しくは生活支援課、または次のページをご確認ください。

- [住居確保給付金](#)

市営住宅家賃の徴収猶予について

「住居確保給付金」の対象外の方にも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が著しく減少し、一時的に市営住宅の家賃を支払うことが困難になった入居者の方を対象に、市営住宅家賃の支払いを猶予できる場合があります。

まずは建築課にご相談ください。

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問：このページの内容は参考になりましたか？

参考になった ふつう 参考にならなかった

質問：このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった ふつう わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった ふつう 見つけにくかった

送信

このページに関するお問い合わせ

建設部 建築課 市営住宅担当

市役所本庁舎3階

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話：0467-82-1111 ファクス：0467-89-2916

[お問い合わせ専用フォーム](#)